

# 二種学科教本 統合版 改訂表

(令和4・5・13 改訂版 対応)

P.8

『主な用語の意味』の『43.第二種運転免許(第二種免許)』『①』を以下のようにします。

- ① 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許の場合
- 21歳以上（法令で定められた教習を修了した場合は19歳以上）であること。
  - 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許のいずれかを現に受けていること。
  - 上記のいずれかの免許を受けていた期間が通算して3年以上（乗務員として旅客自動車に2年以上乗務した経験がある場合や自衛官として自衛隊用自動車を2年以上運転した経験がある場合は2年以上、法令で定める教習を修了した場合は1年以上）あること。

P.13

『3 旅客自動車の運転者の要件』の『①』と『②』を以下のようにします。

- ① 21歳以上（法令で定められた教習を修了した場合は19歳以上）であること。
- ② 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（総排気量660ccをこえるものに限り）、けん引自動車である大型特殊自動車のいずれかの運転の経験が、通算して3年以上（乗務員として旅客自動車に2年以上乗務した経験がある場合や自衛官として自衛隊用自動車を2年以上運転した経験がある場合は2年以上、法令で定める教習を修了した場合は1年以上）であること。

36. 広域災害応急対策車両専用



定められた駐車場で、広域災害応急対策時に道路管理者が認める車・人以外の車や人がその駐車場を利用できないことを示します。

(325の7)

車の種類	積載物の大きさと積載の方法	
普通自動車 中型自動車 大型自動車 大型特殊自動車	自動車の長さ×1.2以下 (積み方は前後に自動車の長さの $\frac{1}{10}$ 以下)	自動車の幅×1.2以下 (積み方は左右に自動車の幅の $\frac{1}{10}$ 以下)
小型特殊自動車	自動車の長さ×1.2以下 (積み方は前後に自動車の長さの $\frac{1}{10}$ 以下)	自動車の幅×1.2以下 (積み方は左右に自動車の幅の $\frac{1}{10}$ 以下)

三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車は、高さ2.5m以下